

令和3年10月24日執行  
身延町議会議員一般選挙  
候補者の手引き

**(別冊) 資料**

- 資料① 選挙運動の概要
- 資料② 選挙運動員又は労務者に対する  
実費弁償及び報酬の額
- 資料③ 飲食物の提供の禁止
- 資料④ インターネットによる選挙運動

## 資料①

## 選挙運動の概要（身延町議会議員一般選挙）

[令和3年10月24日執行]

種 類	内 容	根拠法令	関連事項	
選挙事務所	設置数	1か所（町選管の標札なし）、移動は1日1回	法131	
	設置場所	制限なし ※投票当日は、投票所を設けた場所の入口から300m内（直線距離）にあるものは、閉鎖又は移転しなければならない。	法132	
	表示できるポスター、立札、看板類	ポスター、立札、看板の類を通じて3以内（規格 350cm×100cm） 他に、ちょうちんの類1（規格 85cm×直径45cm）  ※記載内容は、全般的に選挙事務所を表示するためのものでなければならない（単に、候補者の政見や経歴のみを記載したものは掲示できないが、付随的に政見等を記載したり、候補者の写真等を貼ることは差し支えない）。	法143	
選挙運動用自動車	使用できる台数	1台（町選管の表示）	法141	
	自動車の種類	(7) 乗車定員4～10人の小型自動車。 乗車定員4～10人の小型自動車及びライトバン等のバン型自動車でその用途が貨物用とされたもの。 屋根、側面、後面の全部又は一部が開けっ放しになっているものや、屋根が取り外せたり、開くことができる自動車は使用不可。  (イ) 2t以下の四輪駆動式の自動車。 いわゆるジープ上面、側面、後面の全部又は一部が開けっ放しになっているものは使用できないが、上部が開閉可能であっても走行中開いて使用しない限り可。  (ウ) 乗車定員10人以下の乗用自動車で(7)(イ)以外のもの。 自動車検査証・軽自動車届出済証の用途欄に乗用の旨が記載されている自動車（用途が乗用となっていれば、普通自動車、小型自動車はもちろん、軽自動車、二輪自動車であっても使用できる。）二輪自動車を除き、屋根、側面、後面の全部又は一部が開けっ放しになっているものや、屋根が取り外せたり、開くことができる自動車は使用できない。  (エ) 小型貨物自動車及び軽貨物自動車。 小型とは、自動車検査証の自動車の種別の欄の記載が小型となっているもので、貨物自動車とは、自動車検査証の「用途」の欄の記載が貨物自動車となっているもの。	法141	
	表示できるポスター、立札、看板類	数、記載内容に制限はない（規格 273cm×73cm） 他に、ちょうちんの類1（規格 85cm×直径45cm）	法143	道路交通法
	乗車人員	候補者、運転手を除き4人以内（町選管交付の腕章着用の要あり）	法141-2	
拡声機の使用	一揃（町選管の表示）、他に個人演説会開催中その会場で一揃	法141		
選挙運動用通常葉書	800枚（無料） 「候補者用通常葉書使用証明書」を郵便局に提示して選挙用の表示のある日本郵便株式会社が発行する葉書又は私製葉書 ※会社等に「〇〇御中」と記載し郵送することは、文書の回覧・掲示の禁止に抵触するおそれがある。	法142	公職選挙郵便規則	

選挙運動用ビラ	1, 600枚(2種類まで) 規格(29.7×21cm) A4版、選挙事務所・個人演説会・街頭演説会・新聞折込に限り頒布できる。(ビラ表面に頒布責任者・印刷者住所氏名を記載する)	法142	
選挙運動用ポスター	タブロイド型(規格42cm×30cm) ポスター掲示場に、各1枚掲示できる(貼替え可、選挙当日は不可) 掲示責任者及び印刷者の住所氏名の記載が必要	法143 法144 法144-2	ポスター掲示場の設置に関する規程

種 類	内 容	根拠法令	関連事項
候補者の着用するもの	タスキ、腕章、胸章の類(ハチマキ、帯等)については、数、規格、記載内容の制限はない  ※確認団体が行う政談演説会の会場や街頭政談演説会の場所、政治活動用自動車の上においては使用できない。	法143	
新聞広告	2回以内(有料)、横9.6cm 縦2段組以内、色刷り不可	法149	
選挙公報	選挙公報掲載申請書により申請 配布する原稿用紙に合わせて、掲載文を原文のまま掲載する。 選挙管理委員会の定められた日までに申請書を提出、選挙期日の前日までに配布する		選挙公報の発行に関する条例及び規定
個人演説会	回数、演説者等 回数、演説者についての制限なし 公営施設(学校、公民館、公会堂等)については、同一会場につき1回無料、使用時間は5時間以内(開催日の2日前までに選管に開催申出) 民間施設は自由(時間制限なし)	法161 161-2 162 163 164	
	演説会場用立札、看板類 ポスター、立札又は看板 (会場外) 2枚以内(規格273cm×73cm以内) (会場内) 枚数制限なし(規格制限なし) ちょうちんの類 会場内外を通じて1(規格85cm×直径45cm)	法143	
街頭演説	回数制限なし 時間:午前8時から午後8時まで 人員は候補者、運転手を除き15人以内 (町選管の標旗掲示、腕章着用の要あり) ※道路を歩行しながらする演説や走行する自動車上からする演説は禁止。又長時間に渡り、同一の場所に留まってすることのないように、又学校病院の周辺においては静穏保持に努める。	法164-5 164-6 164-7	
連呼行為	原則禁止だが、個人演説会場のできるほか街頭演説の場所及び選挙運動用自動車の上に限り午前8時から午後8時までできる。	法140-2	
選挙運動員等に対する弁当の提供	選挙運動員及び労務者に対して、選挙事務所において提供できる。 (単価1食1,000円・1日3,000円以内)  候補者1人に対し、45食×5日=225食以内	法139	弁当提供の場合には、実費弁償等から差し引かれる。
禁止されている事項	休憩所等 戸別訪問 署名運動 人気投票の経過・結果の公表 飲食物の提供 氣勢を張る行為 脱法文書の頒布又は掲示 新聞雑誌の不法利用 第三者主催の演説会 公共の建物等での演説 選挙期日後のあいさつ行為 時候のあいさつ状 あいさつ目的の有料広告 寄附	133 138 138-2 138-3 139 140 146 148-2 164-3 166 178 147-2 152 199-2	

(資料②)

「選挙運動員又は労務者に対する実費弁償及び報酬の額」

区 分		一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準	一人に対し支給することができる報酬の額の基準	留 意 事 項
選挙運動に従事する者	一般の選挙運動員	<b>イ 鉄道費</b> 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額  <b>ロ 船 賃</b> 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額  <b>ハ 車 賃</b> 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額	<b>報酬を支給することはできない。</b>   一人一日につき 10,000円以内	◎候補者一人について、一日当たりの報酬を支給することができる者の員数は7人まで。  ただし、選挙運動期間を通じて35人まで届け出て報酬を支給することができる。  ◎超過勤務手当を支給することはできない。  ◎選挙運動に従事する者に弁当を提供した場合には、その者に実費弁償として支給できる弁当料は、一日当たりの弁当料の制限額から、提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内である。
	専ら車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者（いわゆる「うぐいす嬢」等の車上等運動員）及び専ら手話通訳・要約筆記のために使用する者	<b>ニ 宿泊料</b> （食料2食分を含む。） 一夜につき 12,000円  <b>ホ 弁当料</b> 一食につき 1,000円 一日につき 3,000円  <b>ヘ 茶菓料</b> 一日につき 500円	一人一日につき 15,000円以内	
選挙運動のために使用する労務者		<b>イ 鉄道費</b> <b>ロ 船 賃</b> <b>ハ 車 賃</b> イ、ロ、ハとも同上  <b>ニ 宿泊料</b> （食料を含まな） 一夜につき 10,000円  <b>ホ 弁当料</b> 支給できない  <b>ヘ 茶菓料</b> 支給できない	<b>イ 基本日額</b> 10,000円以内  <b>ロ 超過勤務手当</b> 一日につき 基本日額の5割以内	◎労務者に対して弁当を提供した場合は、基本日額から弁当の実費額を差し引いた額を支給しなければならない。  ◎弁当料、茶菓子料は支給できない。  ◎基本日額とは、日当の意味であり、10,000円という額は、8時間の労働に対し支給するものである。

(参 考)

- ① 「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動のために雇い入れられた者で、選挙運動に関する事務に従事するものであり、街頭演説等選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれない。また、総括主宰者、出納責任者等の選挙運動の枢機に参画する者はもちろん、親族、友人等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者も、事務員には含まれない。
- ② 「専ら車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車又は船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者又は手話通訳者・要約筆者である。
- ③ 「選挙運動のために使用する労務者」とは、選挙運動を行うことなく、立候補の準備行為及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務（例：ポスター貼り、葉書の宛名書及び発送、自動車の運転等）に従事する者である。

※ 上記の制限に違反すると、多くの場合は、買収の推定を受けることになるので十分留意する必要がある。

## 飲食物の提供の禁止について

### 1 飲食物の提供の禁止 (法139条)

何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物を提供することが禁止されている。

- ※ 何人もとは、候補者、運動員、労務者、その他の者すべての人についてである。
- ※ 選挙運動に関しとは、「選挙に関することを動機として」の意味で、投票を依頼する目的の有無は関係ない。第三者が選挙運動員に提供する場合も禁止される。
- ※ ここにいう飲食物とは、なんら加工しなくともそのまま飲食に供し得るものをいう。  
(湯茶及び通常これに伴い用いられる程度の菓子を除く)

### 2 提供できる飲食物

#### ① 湯茶及び菓子を提供することはできます。

- ※ 湯茶には、缶ジュースは含まれない。
- ※ 菓子は、お茶うけとして通常用いられる、せんべい、饅頭等のもの。
- ※ 酒、ビール、サイダー、サンドウィッチ、高級な菓子も「湯茶及び菓子」として提供できないが、みかんやりんご程度の果物や漬物等も通常用いられる程度を超えない限りここにいう菓子に含まれる。
- ※ 提供した湯茶、菓子の経費は、すべて選挙運動費用に加算しなければならない。
- ※ 陣中見舞いとして、湯茶に伴う通常用いられる程度の菓子等をもらったときは寄附として、これを運動員等に提供した場合は支出として計上しなければならない。

#### ② 選挙事務所における弁当を提供することはできます。

- ※ 運動員及び労務者に対して、選挙事務所で食事するための弁当及び携行するための弁当で、選挙事務所で渡すものだけ提供できる。

〔 応援弁士は運動員に、運転手は労務者に含まれるから提供できるが、陣中見舞いに来た選挙人等には提供できません。 〕

- ※ 提供できる弁当の数は、候補者1人当たり 45食×5日=225食までです。
- ※ 一人につき、弁当の価格は、1食当たり1,000円以内、1日当たり3,000円以内です。
- ※ 弁当225食を提供する配分は、自由です。

〔 朝、昼、夕3食を各人に提供しても、夕食のみを多くの運動員に提供しても、運動期間の初めは提供しないで終盤戦に入って多くの運動員に提供しても差し支えありません。 〕

- ※ 運動員に弁当を提供した場合は、その運動員に弁当料を実費弁償として支給できる額は、1日当たりの弁当料の制限額から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額までです。

例) 運動員に朝昼2食、計1,700円の弁当を提供した場合

- a 運動員が夕食を取った、夕食の実費弁償として1,000円以内を支給できる。
- b 運動員が夕食と夜食を取った、夕食と夜食の実費弁償として1,300円以内を支給できる。

- ※ 労務者に弁当を提供した場合は、報酬からその弁当の実費相当額を差し引いて支給しなければならない。
- ※ 労務者への弁当料の実費弁償はできません。

## インターネットによる選挙運動

### 1 ネット選挙運動の概要

選挙運動の文書図画の頒布をインターネットを利用して行うことができます。インターネットの利用は、ウェブサイト等の利用及び電子メールの利用によりますが、内容が異なります。

#### ① ウェブサイト等を利用する方法

- ※ ホームページ、ブログ、掲示板、フェイスブック、ツイッターなど電子メールを除いたもの
- ※ 候補者、政党等、一般有権者は、ウェブサイト等を利用して選挙運動ができます。
- ※ 電子メールアドレスの表示が義務付けられています。
- ※ ツイッターやフェイスブックなどのソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）は、候補者が発信した情報をシェア・リツイート（転送）することができます。
- ※ 単に候補者の指示に従って、一連の機械的な作成・更新メール送信・ツイートなどの作業を行った場合は、買収罪にはあたりませんが、ホームページに掲載する文書等を業者に外注委託した場合は、運動員買収にあたることとなります。

#### ② 電子メールを利用する方法

- ※ SMTP方式、電話番号方式
- ※ 候補者と確認団体だけは、電子メールを利用して選挙運動ができます。
- ※ 氏名、電子メールアドレスの表示及び次の事実を証明する記録を保存することが義務付けられています。
  - (1) 候補者の選挙運動では、受信者が送信者に送信先メールアドレスを通知したこと。また、送信の要求や送信への同意があったこと。
  - (2) 政党等の選挙運動では、受信者が送信者に送信先メールアドレスを通知したこと。また、当該アドレスに継続的に政治活動メールを送信していること。選挙運動用メールを送信する旨を通知したこと。
- ※ 選挙運動用電子メールは、次の者に対してのみ送信できます。
  - (1) 選挙運動用電子メールは、送信を求める旨や送信に同意する旨をあらかじめ送信者に通知している者。
  - (2) 政治活動用のメールは、継続して受信しており電子メール送信者から送信する旨の通知を受けた際、送信拒否をしなかった者。送信拒否をしたもには送れません。

### 2 ネット選挙運動期間

告示の日から投票日の前日まで

### 3 ネットで出来ること、禁止すること

- ① インターネット等による選挙期日後の挨拶行為は認められます。
- ② 屋内の演説会場内における映写が認められます。
- ③ 選挙運動のための有料インターネット広告は禁止
- ④ 挨拶目的のインターネット有料広告を禁止
- ⑤ 有権者は、電子メールを使って選挙運動をしてはいけません。
- ⑥ 満18歳未満の者の選挙運動は禁止
- ⑦ HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません
- ⑧ 選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません。
- ⑨ 候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません。
- ⑩ 氏名等を偽って通信してはいけません。
- ⑪ 悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません。
- ⑫ 候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません。

※ 詳しくは、関係法令よること